

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、 A を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ B ならない。但し、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。(注)

注 海上移動業務の無線局が基幹放送をすることとすることを内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

A

- 1 通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式、周波数若しくは空中線電力
- 2 通信事項若しくは無線設備の設置場所
- 3 通信事項若しくは無線設備の設置場所
- 4 通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式、周波数若しくは空中線電力

B

- 総務大臣に届け出なければ
- 総務大臣の許可を受けなければ
- 総務大臣に届け出なければ
- 総務大臣の許可を受けなければ

A-2 無線局の主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から3箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 3 電波法第39条（無線設備の操作）第4項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に履行しなければならない。
- 4 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

A-3 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を B ならない。但し、 C については、この限りでない。

A

- 1 重要無線通信を行う無線局
- 2 他の無線局
- 3 他の無線局
- 4 重要無線通信を行う無線局

B

- 与えない機能を有しなければ
- 与えない機能を有しなければ
- 与えないように運用しなければ
- 与えないように運用しなければ

C

- 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
- 遭難通信
- 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
- 遭難通信

A-4 無線局の運用に関する次の記述のうち、無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。
- 2 海岸局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 3 船舶局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 実験等無線局を運用するとき。

A-5 船舶局及び海岸局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条及び第63条）及び無線局運用規則（第22条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。
- 2 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用送信機若しくは空中線について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 海岸局は、常時運用しなければならない。ただし、総務省令で定める海岸局については、この限りでない。
- 4 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

A-6 次の記述は、海上移動業務の無線局の聴守義務について述べたものである。電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であって、F2B電波156.525MHzの指定を受けているものは A 、その周波数で聴守をしなければならない。(注)
注 ただし、船舶局にあつては、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であつて、聴守することができないとき及び海岸局については、現に通信を行っている場合は、この限りでない。以下②及び③において同じ。
- ② 船舶局であつて電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により B を備えるものは、F1B電波518kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるとき常時、F1B電波424kHzの聴守については、その周波数で海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるとき常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。
- ③ 海岸局であつてF3E電波156.8MHzの指定を受けているものは、 C 、その周波数で聴守をしなければならない。

A	B	C
1 できる限り常時	ナブテックス受信機	できる限り常時
2 常時	デジタル選択呼出専用受信機	できる限り常時
3 できる限り常時	デジタル選択呼出専用受信機	その運用義務時間中
4 常時	ナブテックス受信機	その運用義務時間中

A-7 海上移動業務における無線電話通信の呼出し及び応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第20条、第23条、第14条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、呼出しに対する応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「了解」の語を送信するものとし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「了解」の語の代わりに「一分後に呼出しを反復してください」の語を送信するものとする。
- 2 呼出しは、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。
 (1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
- 4 呼出しに対する応答は、順次送信する次の(1)から(3)までに掲げる事項によって行うものとする。
 (1) 相手局の呼出名称 3回以下 (2) こちらは 1回 (3) 自局の呼出名称 3回以下

A-8 安全通信は、安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により、どのような場合に行うか。電波法（第52条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機に緊急の事態が発生した場合
- 2 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な場合
- 3 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合
- 4 遭難船舶若しくは遭難航空機の救助又は捜索に資するために国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報を当該行政機関に送信する場合

A-9 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（注）について述べたものである。無線局運用規則（第58条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合のものを除く。

- ① 自局に対する呼出しを受信したときは、海岸局にあつては5秒以上4分半以内に、船舶局にあつては A に応答するものとする。
- ② ①の応答は、次の(1)から(7)までに掲げる事項を送信するものとする。
- (1) B (2) 相手局の識別信号 (3) 通報の種類 (4) 自局の識別信号 (5) 通報の型式
(6) 通報の周波数等 (7) 終了信号
- ③ ②の送信に際して相手局の使用しようとする電波の周波数等によって通報を受信することができないときは、②の(6)の通報の周波数等に C を明示するものとする。

	A	B	C
1	5分以内	呼出しであることの表示	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
2	10分以内	呼出しの種類	その電波の周波数等では通報を受信することができない旨
3	10分以内	呼出しであることの表示	自局の希望する代わりに電波の周波数等
4	5分以内	呼出しの種類	自局の希望する代わりに電波の周波数等

A-10 次の記述は、他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局又は海岸局は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難している船舶の船舶局又は遭難している航空機の航空機局が A 又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶又は海岸局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② ①の場合において、無線電話により遭難通報を送信しようとする場合における呼出しは、次の(1)から(4)までに掲げる事項を順次送信して行うものとする。（注）

注 156.8MHzの周波数の電波以外の電波を使用する場合又はその必要がないと認める場合若しくはそのいとまのない場合には、(1)の事項を省略することができる。

- (1) 警急信号 1回
(2) C 3回
(3) こちらは 1回
(4) 自局の呼出名称 3回

	A	B	C
1	自ら遭難警報	責任者又は無線従事者	各局
2	遭難通信に使用する電波で遭難警報	責任者	各局
3	自ら遭難警報	責任者	メーデーリレー（又は「遭難中継」）
4	遭難通信に使用する電波で遭難警報	責任者又は無線従事者	メーデーリレー（又は「遭難中継」）

A-11 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

	A	B	C
1	電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力
2	混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式、周波数若しくは空中線電力
3	混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力
4	電波の規整その他公益上	運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力

A-12 次の記述は、遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその船舶の A に通知しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、 B しなければならない。
- ③ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに応答してはならない。この場合において、当該船舶局は、 C で聴守を行わなければならない。

A	B	C
1 責任者	これに応答	当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数
2 責任者及び海上保安庁その他の救助機関	これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報	当該遭難警報を受信した周波数と関連する無線局運用規則第70条の2（使用電波）第1項第3号に規定する周波数
3 責任者及び海上保安庁その他の救助機関	これに応答	当該遭難警報を受信した周波数
4 責任者	これに応答し、かつ、当該遭難警報を適当な海岸局に通報	当該遭難警報を受信した周波数

A-13 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときはどうしなければならないか。電波法（第21条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なくその免許状を返納し、免許状の再交付を受けなければならない。
- 2 速やかにその免許状を訂正し、遅滞なくその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 速やかにその免許状を訂正し、その後最初に行われる無線局の検査の際に検査職員の確認を受けなければならない。

A-14 免許人は、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、どうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 2 指示を受けた事項について行った相当な措置の内容を速やかに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 3 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を検査職員に届け出て、その検査職員の確認を受けなければならない。
- 4 指示を受けた事項について相当な措置をした旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出て、再度検査を受けなければならない。

B-1 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、これらの規定に定めるところに適合しないものを2として解答せよ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ア 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数の電波を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- イ 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ウ 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- エ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- オ 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

B-2 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) 無線局で総務省令で定めるもの
(2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 のみを使用するもの
(3) 空中線電力が である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 のみを使用するもの
(4) 開設する無線局

- | | |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| 1 総務大臣の免許を受けなければ | 2 あらかじめ総務大臣に届け出なければ |
| 3 発射する電波が著しく微弱な | 4 小規模な |
| 5 適合表示無線設備 | 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 |
| 7 0.1ワット以下 | 8 1ワット以下 |
| 9 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に | 10 総務大臣の登録を受けて |

B-3 次に掲げる無線設備の機器のうち、電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、電波法第33条の規定により義務船舶局の無線設備に備えなければならない「遭難自動通報設備の機器」に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 船舶自動識別装置
イ 衛星非常用位置指示無線標識
ウ 捜索救助用レーダートランスポンダ
エ 船上通信設備
オ 双方向無線電話

B-4 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線電話による試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第39条、第14条及び第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の事項を順次送信しなければならない。

- (1) 3回
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 3回

② 更に1分間聴守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 を超えてはならない。

③ ①及び②の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 を確かめなければならない。

- | | | | |
|----------------------|------------------------|--------|-----------|
| 1 周波数 | 2 周波数及びその他必要と認める周波数 | 3 各局 | 4 ただいま試験中 |
| 5 本日は晴天なり | 6 試験電波発射中 | 7 10秒間 | 8 20秒間 |
| 9 他の無線局の通信に混信を与えないこと | 10 他の無線局から停止の要求がないかどうか | | |

B-5 海上移動業務の無線局における緊急通信に関する次の記述のうち、電波法（第52条、第53条、第54条、第66条及び第67条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線局が緊急通信を行う場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内であり、かつ、通信を行うため必要最小のものでなければならない。
- イ 無線局が緊急通信を行う場合においては、免許状に記載された通信の相手方及び通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- ウ 無線局が緊急信号又は緊急通信を受信したときは、その通信が終了するまで、継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- エ 無線局が緊急通信を行っている場合においては、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- オ 無線局が緊急通信を行う場合においては、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。

B-6 海上移動業務の無線局における総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人又は無線従事者に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- イ 無線局の免許人は、外国において、当該外国の主管庁による無線局の検査を受け、その結果について指示を受けたときは、その事実及び措置の内容を総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- ウ 無線局の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）の規定に基づき、選任の届出をした主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- エ 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- オ 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。